

広島県告示第七百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和八年六月二十二日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
因島医師会病院（歯科）	尾道市因島中庄町一九六二番地	令和八年四月一日
アイン薬局備後府中高木店	府中市高木町一八九番地四	令和八年五月一日
医療法人社団いちご会 ゆうみ皮膚科クリニック	大竹市油見一丁目九番一二号	令和八年六月一日
訪問看護ステーション ゆうあい	大竹市玖波四丁目八番八号	令和八年四月一日
くぼにし小児科・内科クリ ニック	東広島市西条町大沢九八番地一	令和八年五月一日
やおたにデンタルクリニッ ク	廿日市市上平良字伴丈木一二二番地 一	令和八年五月一日
ウォンツハローズ熊野モ ー ル薬局	安芸郡熊野町出来庭二丁目一二番一号	令和八年六月一日
訪問看護ステーション しえる	安芸郡熊野町城之堀九丁目九番四九号	令和八年四月一日